

令和7年度 横浜市母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金事業
現況届 提出書類のご案内（B）

このご案内は電子申請システムにて

- 児童扶養手当の受給状況（令和7年8月1日現在） → 受給している（全部支給停止を含む）
- 控除対象扶養親族に関する申立てについて → 申し立てる
と回答された方に表示されています。

【提出書類】

1. 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書

【提出方法】

- 郵送（以前お送りしている「現況届提出のご案内」に同封していた返信用封筒に切手を貼って投函してください。）

【提出先】

〒231-0005

横浜市中区本町6-50-10

横浜市こども青少年局こども家庭課 ひとり親家庭 高等職業訓練促進給付金担当 宛

【提出期限】

- 令和7年8月31日（消印有効）

【問い合わせ先】

こども青少年局こども家庭課 高等職業訓練促進給付金担当

電話：045-671-2390（平日の8時45分から17時まで）

16 歳以上 19 歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書

- 私（申請者）の所得税法上の扶養親族のうち、前年（請求日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日において年齢が16歳以上19歳未満であった者について、以下のとおり申し立てます。

16 歳以上 19 歳未満の控除対象扶養親族						
	フリガナ 氏 名	個人番号	続柄	生年月日	別居の場合の住所	就労の 有無
1				年 月 日		有・無
2				年 月 日		有・無
3				年 月 日		有・無
4				年 月 日		有・無

この申立書により申し出る 16 歳以上 19 歳未満の控除対象扶養親族の人数が、所得税及び住民税における内容と相違ありません。

年 月 日

住所

氏名

（注意事項）

- この申立書は、「高等職業訓練促進給付金」「特定高等職業訓練促進給付金」及び「高等職業訓練修了支援給付金」の支給を受けようとする者に、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）において年齢が16歳以上19歳未満の所得税法上の扶養親族がいる場合に、その扶養親族の氏名や、当該給付金の支給を受けようとする者との続柄等をご記入いただくものです。
- 所得税法上の扶養親族とは、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡した日）において、次のいずれにも該当する方です。
- ① 配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。）又は都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）や市町村長から養護を委託された老人である
 - ② あなたと生計を一にしている
 - ③ 前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の所得税法上の合計所得金額が48万円以下
 - ④ 青色申告書の事業専従者として給与の支払を受けていない又は白色申告書の事業専従者でない
- 記入欄が足りない場合は、子の氏名等を複数枚の申立書に分けてご記入ください。